

**令和3年度の評価対象となる規制の特例措置一覧
(地域活性化部会)**

資料 1

所管省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	過去 評価時期	認定件数 (第54回認定まで)
総務省	409	地方公務員に係る臨時的任用 事業	法律	通常1年以内しか認められない地方 公務員の臨時的任用について、地域 固有の課題に対応する必要等がある 場合は、1年を超えて任用を認め る。	平成29年度	9件
国土交通省	1219	特殊な大型輸送用車両による 港湾物流効率化事業	告示 通達	港湾施設である道路において保安基 準に一部適合しない特殊な大型輸送 用車両を用いる場合、当該車両が通 行可能となるよう、車両の寸法や重 量等について保安基準を緩和するこ とができる。	今回はじめて 評価	2件
国土交通省	1228	民間事業者による公社管理道 路運営事業	法律	地方道路公社がPFI法の規定により 公社管理道路運営権を設定する場 合には、民間事業者に料金を收受さ せることとし、民間事業者による公 社管理有料道路の運営を可能とする。	平成30年度	1件

**評価が中断されていた規制の特例措置一覧
(地域活性化部会)**

所管省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	過去 評価時期	認定件数 (第54回認定まで)
国土交通省	1226	地域限定旅行業における旅行 業務取扱管理者の要件緩和事 業	通達	地域の旅行業務取扱管理者に他業 種との兼任を認める。	平成27年	2件

特例措置番号1226の関連資料

- ① 特例措置の評価・調査経緯 1
- ② 関係府省庁説明資料 15
- ③ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 18
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル 19
- ⑤ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 21

構造改革特別区域評価・調査委員会 地域活性化部会資料

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の
要件緩和事業（1226）

令和 3 年 1 0 月 2 0 日（水）

内閣府地方創生推進事務局

特例措置の評価・調査経緯

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業（特例措置番号 1 2 2 6）

<これまで>

旅行者又は旅行者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。

<関係法令等>

旅行業法第11条の2

旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）第7

<取り巻く環境の変化>

地域観光資源の活用、地域密着型の旅行等へのニーズに対応するため、旅行者を受け入れる地域が、地域密着型旅行商品や体験プログラムを提供するなど「着地型観光」推進の機運が高まっている。

地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者に
他業種との兼任を認める。

<主な要件>

- 1日のうちあらかじめ決めた時間帯に営業所に出勤する等により、旅行業務取扱管理者の職務を行うことに支障がないこと。
- 営業所に不在の場合であっても、電話等による連絡体制を構築し、旅行者からの依頼があれば速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うことに支障がないこと。

認定計画数：3件（累計）

2件（令和3年3月末現在）【うち1件は国家戦略特区で活用】

◎実際の取組事例

～心のふるさと おおくら観光・交流特区～（平成25年6月認定）

実施主体：山形県大蔵村

「心のふるさと・おおくら」の農村景観や歴史文化、温かなおもてなしの心など、地域資源を活かした「着地型観光」を推進しているが、規模が小さいことから大手の旅行者からは取りあってもらえない状況にある。地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業を活用して「旅行業」を自ら行い、集客することで、交流人口の拡大が期待される。



特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成27年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成27年度 (H28.5.25)	その他 (関係府省庁においては、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成28年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う)	<u>関係府省庁</u>によれば、本特定事業の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果としては、旅行者とのトラブルの発生等、<u>本特例措置の活用による弊害は特段なかったが、本特定事業を実施した事業者は1社のみであり、本特例措置が十分に活用されているとは言い難い状況であるため全国展開による弊害発生の有無について判断するのは時期尚早であるとのことであった。また、他業種との兼職の場合、管理者による管理、監督機能が実効的に働かない場合が一定程度の蓋然性をもって認められるとのことであった。</u> さらに、平成28年1月に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ処分した3社すべてにおいて、管理者に求められる本来の責務が果たされていなかったとのことであった。現在、<u>軽井沢スキーバス事故対策検討委員会（以下「委員会」という。）において徹底的な再発防止策の検討が行われており、場合によっては管理者の責務を重くする可能性もある状況の中で、本特例措置を直ちに全国展開することは委員会における検討と矛盾するとのことであった。一方で、観光庁としても、多様化する旅行ニーズに応えるとともに、観光による地域経済の活性化を図るため、地域ならではの体験・交流を提供する着地型旅行の促進は重要と認識しており、他の市町村においても、当該特例の活用を進めていきたいとのことであった。委員会のとりまとめが平成28年夏頃に行われる予定であることから、その内容も勘案しつつ、どの程度まで緩和できるかについて検討の上、平成28年度中に改めて報告したいとのことであった。</u>	<u>関係府省庁</u>においては、委員会のとりまとめも踏まえつつ、<u>本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成28年度中に評価・調査委員会に報告する。</u>評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。

特例措置の評価・調査経緯

<観光庁提出資料（平成29年3月28日）>

●通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案

資料2

背景・必要性

◆ 地域における受入環境整備

- ・現在、通訳案内士は都市部に偏在するとともに、資格 保有言語も英語への偏りがあり、量的に圧倒的に不足し、多様化するニーズに対応不可能。
- ・長期滞在する訪日外国人旅行者や増加するリピーターによる、地域独自の文化や産業の体験・交流などを重視した旅行商品（いわゆる地域体験・交流型旅行商品）に対するニーズの高まり。

◆ 旅行の安全や取引の公正の確保等

- ・旅行サービス手配業者（いわゆるランドオペレーター）に旅行手配を丸投げすることにより、安全性が低下する事案の発生。
- ・訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提としたお土産屋への連れ回し、高額な商品購入の 勧誘等の実態があり、是正が必要。

◆ 規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

「訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。」

【実施時期：平成28年度中に法案提出】

法案の概要

地域における旅行者の受入環境整備

【通訳ガイドの量の確保】（通訳案内士法関係）

- 幅広い主体による通訳ガイドを可能にするため、業務独占規制を廃止
- 地域ガイド制度の創設
 - 自治体の計画策定・研修実施による資格取得 等

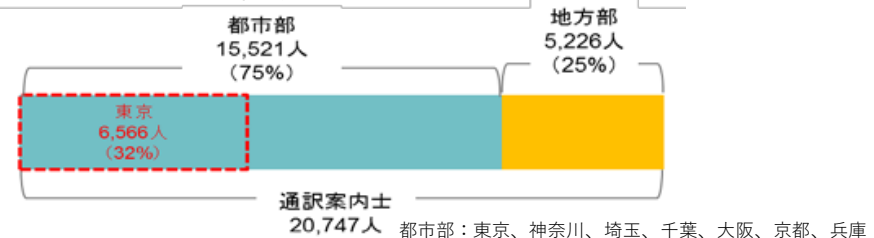
【通訳案内士の質の向上】（通訳案内士法関係）

- 試験科目の見直し
 - 緊急時対応等通訳案内士の実務に係る科目 の追加
- 通訳案内士に対する定期研修受講の義務付け
 - 通訳案内の実務等、ガイドに必要な知識の更新

【地域を巡る旅行の促進】（旅行業法関係）

- 地域の観光資源・魅力を生かした体験・交流型旅行商品の企画・販売の促進に向けた見直し「旅行業務取扱管理者」の営業所への配置に関する規制を緩和
 - 地域に限定した知識のみで取得可能な地域限定の旅行業務取扱管理者の資格制度の創設
 - ・1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼 務の解禁
 - ⇒ホテル・旅館等による地域体験・交流型旅行商品の企画・販売の促進

〈都市部・地方部別通訳案内士登録者数（平成28年4月現在）〉



<観光庁提出資料（平成29年3月28日）>

法案の概要

旅行の安全・取引の公正確保等

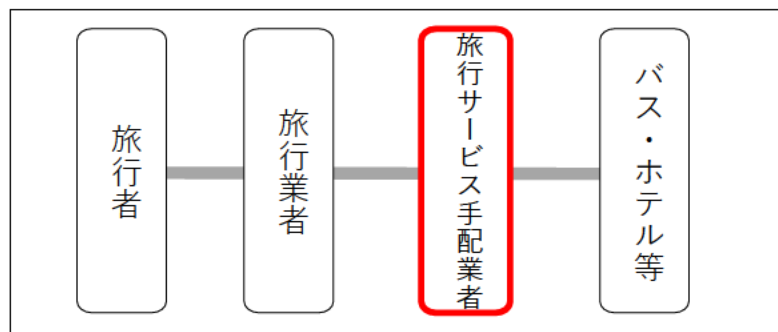
【旅行サービス手配業に係る制度の創設】（旅行業法関係）

➤ 旅行サービス手配業の登録制を創設

①旅行の安全、旅行者の利便等を確保するため、管理者の選任、書面の交付等を義務付け

②旅行の安全、旅行者の利便等を害する旅行サービス手配業者に対する業務改善命令、業務改善命令違反の場合には登録を取消し
（欠格期間：5年間）

<旅行者と旅行サービス手配業者等との関係>



※旅行サービス手配業者：旅行業者から委託を受け、運送手段や宿泊施設、ガイド等を手配する者をいう。

【目標・効果】

地方部への外国人旅行者数の拡大による地方創生、旅行の安心・安全の向上による質の高い観光交流の実現

(KPI) 訪日外国人旅行者数 836万人(2012年) ⇒ 2404万人(2016年推計値) ⇒ 4000万人(2020年)

訪日外国人旅行消費額 1.1兆円(2012年) ⇒ 3.7兆円(2016年速報) ⇒ 8兆円(2020年)

地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数 855万人(2012年) ⇒ 2514万人(2015年) ⇒ 7000万人(2020年)

特例措置の評価・調査経緯

<観光庁提出資料（平成29年3月28日）>

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成28年6月3日）概要

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、総合的な対策をとりまとめ。

基本思想

今回のような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、

- 国は貸切バスの安全運行に関する遵守事項を強化し、その徹底を図ること。
- 国は貸切バス事業者のルール違反を早期に是正させるとともに、不適格者を排除すること。
- バス事業者、旅行業者は安全確保を最優先に据え、両業界等は協力・連携してルール遵守の環境整備を推進すること。

総合的な対策

（１）貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

- ①運転者の技量チェックの強化
- ②運行管理の強化
- ③車両整備の強化
- ④事業用設備の強化
- ⑤その他、貸切バス事業の適正化のための各種負担の強化

（２）法令違反の早期是正、不適格者の排除等

- ①違反事項の早期是正と処分の厳格化等
- ②許可更新制の導入等による不適格者の排除
- ③不適格者の安易な再参入の阻止

（３）監査等の実効性の向上

- ①国の監査・審査業務の見直し
- ②事業者団体の自浄作用の強化
- ③民間指定機関による適正化事業の活用

（４）旅行業者、利用者等との関係強化

- ①実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化
- ②利用者に対する安全情報の「見える化」
- ③ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討

（５）ハード面の安全対策による事故防止の促進

- ①ガイドラインの策定
- ②導入促進に向けた支援等

<観光庁提出資料（平成29年3月28日）>

ランドオペレーターに係る制度創設～「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」中間とりまとめ（抄）～

○安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（抜粋）

（4）旅行業者、利用者等との関係強化

③ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討

○規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

②インバウンド・観光関連の規制の見直し

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
通訳案内士制度の見直し	訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行費が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。	平成28年度中に 法案提出	国土交通省

「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」
（有識者からなる検討会。
委員長：山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授）

中間とりまとめ（抄）

旅行の安全・取引の公正確保（ランドオペレーターに係る制度創設）

- ランドオペレーターが旅行業としても活動できるよう、**旅行業の登録を受けることを関係機関で促進すべき**。また、**旅行業登録をしない事業者についても**、例えば、**新たなカテゴリーの登録制の導入により、的確に指導ができる体制を整備すべき**。
- ランドオペレーターの定義として、**輸送サービス・宿泊サービスの手配等を業務とする事業者と明確化すべき**。
- 訪日旅行、国内旅行の手配を対象**とすべき。他方、海外旅行については、引き続き実態を把握しつつ、規制の必要性やあり方を検討すべき。
- 取引の公正確保、緊急時の連絡体制整備等の観点から、ランドオペレーターに対し、**契約時の書面交付・保存義務と何らかの資格者の設置義務を課すべき**。
- 旅行者の安全確保のため、**必要な禁止行為規制及び違反者に対する罰則を整備すべき**。

特例措置の評価・調査経緯

<観光庁提出資料（平成29年8月9日）>

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業（特例措置番号1226）
（平成25年5月措置）

<これまでの制度>

旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。

（参考）関係法令等

○旅行業法

（旅行業務取扱管理者の選任）

第十一条の二 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、営業所ごとに、一人以上の第六項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2～10（略）

○旅行業法施行要領

第七 旅行業務取扱管理者

1 選任義務等

1) 第11条の2第1項の規定は、単に旅行業務取扱管理者を選任しておけばよいというものではなく、規則第10条に定める職務について、当該者をして適切に管理、監督せしめる義務も定めている。

2)～3)（略）

<構造特区制度の活用>

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者につき、一定の要件下で他業種との兼業を認める。

<地域のニーズ>

訪日外国人旅行者数の増加等により、地域における体験・交流型旅行商品に対するニーズが高まっている。地域での滞在時間を長くすることで交流の拡大や経済効果も期待できることから、体験・交流型旅行商品に対する期待は高く、こうした旅行商品の企画・販売を希望する宿泊施設等意欲ある事業者も出てきている。地域の観光資源・魅力に詳しい事業者が企画・販売をすることで、消費者のニーズに合った多様な旅行商品の提供が可能になる。

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者の兼業を認める特区の制度の全国展開について検討中。

計画認定数：2件（累計）

<実際の取組事例>

～心のふるさとおおくら観光・交流特区～（平成25年6月認定）

実施主体：山形県大蔵村

「心のふるさと・おおくら」の農村景観や歴史文化、温かなおもてなしの心など、地域資源を活かした「着地型観光」を推進しているが、規模が小さいことから大手の旅行業者からは取りあってもらえない状況にある。地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業を活用して「旅行業」を自ら行い、集客することで、交流人口の拡大が期待される。

<観光庁提出資料（平成30年11月13日）>

②関係府省庁の説明資料

特例措置1226（地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業）について

平成30年11月
観 光 庁

<観光庁提出資料（平成30年11月13日）>

当該特例措置のこれまでの経過について

<これまでの制度>

旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。

（参考）関係法令等

○旅行業法

（旅行業務取扱管理者の選任）

第十一条の二 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、営業所ごとに、一人以上の第六項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2～10（略）

○旅行業法施行要領

第八 旅行業務取扱管理者

1 選任義務等

1) 第11条の2第1項の規定は、単に旅行業務取扱管理者を選任しておけばよいというものではなく、規則第10条に定める職務について、当該者をして適切に管理、監督せしめる義務も定めている。（以下略）

2)～3)（略）

<構造特区制度の活用>

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者につき、一定の要件下で他業種との兼業を認める。

<地域のニーズ>訪日外国人旅行者数の増加等により、地域における体験・交流型旅行商品に対するニーズが高まっている。地域での滞在時間を長くすることで交流の拡大や経済効果も期待できることから、体験・交流型旅行商品に対する期待は高く、こうした旅行商品の企画・販売を希望する宿泊施設等意欲ある事業者も出てきている。地域の観光資源・魅力に詳しい事業者が企画・販売をすることで、消費者のニーズに合った多様な旅行商品の提供が可能になる。

計画認定数：2件（累計）

<実際の取組事例>

～心のふるさとのおくら観光・交流特区～（平成25年6月認定）実施主体：山形県大蔵村

「心のふるさと・おくら」の農村景観や歴史文化、温かなおもてなしの心など、地域資源を活かした「着地型観光」を推進しているが、規模が小さいことから大手の旅行業者からは取りあってもらえない状況にある。

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業を活用して「旅行業」を自ら行い、集客することで、交流人口の拡大が期待される。

<観光庁提出資料（平成30年11月13日）>

旅行業務取扱管理者制度の改正（第11条の2関係）

趣 旨

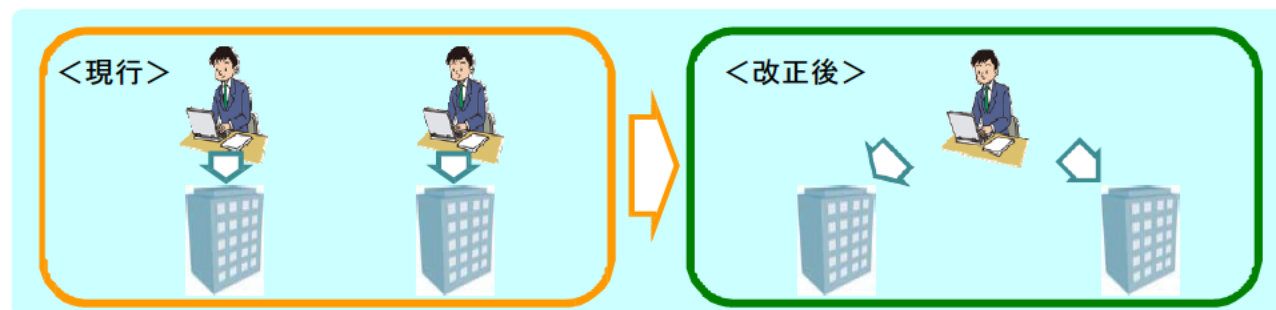
○現状と課題

- ・ 地域体験・交流型旅行商品に対するニーズの高まり
- ・ ホテル・旅館等が自ら旅行商品を企画・販売したいとの要望
- ・ 地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について要件緩和の要望

○改正内容

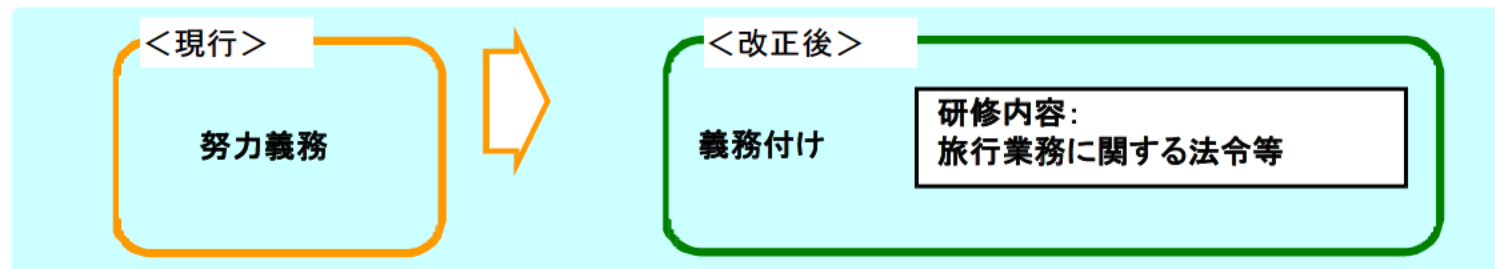
- ・ 地域に限定した知識のみで取得可能な地域限定の旅行業務取扱管理者の資格制度の創設
- ・ 1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼務の解禁

1. 1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼務の解禁（第11条の2第5項）



- ・ 複数営業所が近接しているとき（距離40km以下）
 - ・ 旅行業務の適切な運営が確保される場合（※）
- ※1名の管理者が担当する営業所の業務量の年間取扱額の合計が一定以下（1億円）になる場合

2. 旅行者に対する所属する旅行業務取扱管理者に研修の受講を義務付け（第11条の2第7項）



<観光庁提出資料（平成30年11月13日）>

旅行業務取扱管理者制度の改正（第11条の2関係、第11条の3関係）

3. 地域限定旅行業務取扱管理者の新設（第11条の2第6項、第11条の3）

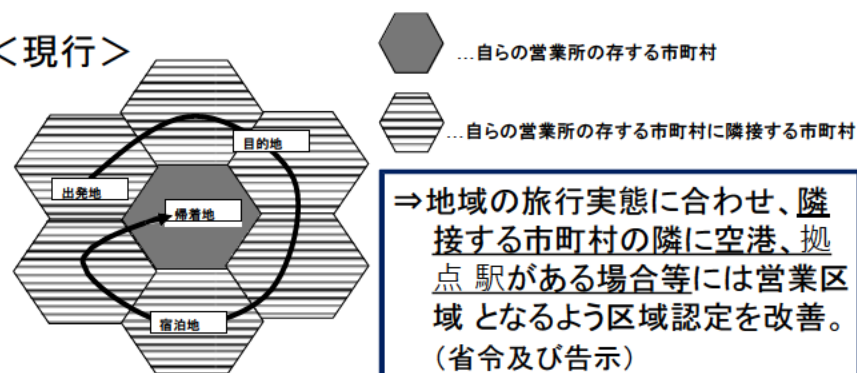
地域限定旅行業務取扱管理者試験を創設し、地域限定旅行者が当該試験の合格者を管理者として選任できることとする。

取扱い可能な旅行範囲	総合旅行業務取扱管理者	国内旅行業務取扱管理者	地域限定旅行業務取扱管理者（新設）
日本全国＋海外	○	×	×
日本全国	○	○	×
地域限定	○	○	○（※）

（※）航空運送や日本全国の地理等を試験科目から省略

（参考）旅行業の業務範囲

<現行>



		登録行政庁 (申請先)	業務範囲			
			企画旅行			手配旅行
			募集型		受注型	
			海外	国内		
旅行者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○
	第2種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	○	○	○
	第3種	〃	×	△ (隣接市町 村等※)	○	○
	地域限定	〃	×	△ (〃)	△ (〃)	△ (〃)
旅行者代理業		〃	旅行者から委託された業務			

※地域限定旅行業務取扱管理者が取り扱うことができる旅行商品と同じ地域

特例措置の評価・調査経緯

< 山形県大蔵村提出資料（令和元年10月17日） >

山形県大蔵村肘折温泉宿泊状況

1. 発地別宿泊状況

	平成20年	平成28年	構成割合	平成29年	構成割合	平成30年	構成割合	伸率(20:30)	伸率(29:30)
山形県計	59,844	34,490	52.3	29,738	47.0	26,516	42.8	△ 55.7	△ 10.8
宮城県	7,864	6,984	10.6	8,189	12.9	7,036	11.4	△ 10.5	△ 14.1
福島県	1,884	1,045	1.6	1,932	3.1	1,870	3.0	△ 0.7	△ 3.2
秋田県	1,182	1,086	1.6	971	1.5	1,050	1.7	△ 11.2	8.1
岩手県	704	576	0.9	597	0.9	685	1.1	△ 2.7	14.7
東京都	6,220	7,438	11.3	6,482	10.2	8,005	12.9	28.7	23.5
千葉県	3,219	2,205	3.3	2,422	3.8	2,206	3.6	△ 31.5	△ 8.9
埼玉県	2,247	2,450	3.7	2,225	3.5	2,591	4.2	15.3	16.4
神奈川県	2,851	2,557	3.9	2,515	4.0	2,860	4.6	0.3	13.7
茨城県	1,260	1,044	1.6	1,247	2.0	1,240	2.0	△ 1.6	△ 0.6
栃木県	605	557	0.8	573	0.9	813	1.3	34.4	41.9
新潟県	1,074	1,297	2.0	1,120	1.8	1,116	1.8	3.9	△ 0.4
愛知県	462	476	0.7	745	1.2	688	1.1	48.9	△ 7.7
大阪府	363	462	0.7	523	0.8	1,001	1.6	175.8	91.4
その他の県	2,283	3,165	4.8	3,560	5.6	3,827	6.2	67.6	7.5
県外計	32,218	31,342	47.5	33,101	52.3	34,988	56.5	8.6	5.7
海外	0	116	0.2	479	0.8	387	0.6	—	△ 19.2
合計	92,062	65,948	100.0	63,318	100.0	61,891	100.0	△ 32.8	△ 2.3
実人数	51,630	39,385		40,356		41,483		△ 19.6	2.8

2. 宿泊数の構成割合

	平成28年	構成割合	平成30年	構成割合	平成20年割合
1泊	27,701	42.0	30,138	48.7	33.5
2泊	15,929	24.2	13,258	21.4	24.7
3泊	9,293	14.1	8,565	13.8	18.8
4泊	4,304	6.5	2,924	4.7	4.7
5泊	3,335	5.1	2,940	4.8	6.2
6泊	1,074	1.6	786	1.3	1.8
7泊	2,128	3.2	1,736	2.8	5.4
8泊以上	2,184	3.3	1,544	2.5	4.9
計	65,948	100.0	61,891	100.0	100.0

3. 年代別(令和元年8月調査)

10代	1.6%
20代	3.2%
30代	12.1%
40代	30.6%
50代	16.1%
60代	16.9%
70代以上	19.4%

4. 訪問回数(令和元年8月調査)

初めて	36.3%
2～3回目	14.5%
4～5回目	8.9%
6回以上	40.3%

5. 平均滞在数(日)

20年	1.78
27年	1.63
28年	1.65
29年	1.57
30年	1.49

6. 肘折温泉に対する主な意見

温泉そのものや温泉地、自然環境、もてなしの心などに高い評価を得ているものの、交通アクセス、観光情報・案内、体験メニューやみやげ物の充実度に対して厳しい意見をいただいている。年代別に見ても、40代以下の方にこうした意見が多く、特に、インターネットを不自由なく使いこなすことができる世代でも「観光情報・案内の不足」を強く感じている意見が寄せられている。

7. 地域限定旅行業としての取扱高

26年	2, 840, 520円
27年	152, 700円
28年	2, 672, 605円
29年	2, 888, 401円
30年	2, 303, 920円

特例措置の評価・調査経緯

(参考) 令和2年度 国家戦略特別区域の評価について (抄)
(国家戦略特別区域会議 合同会議資料 (令和3年6月7日))

7、仙北市

⑦地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業(構造特区)	年度	27	28	29	30	令和元	令和2	合計
	事業数	—	—	—	1	0	0	1

＜平成30年度の認定事業に関する評価＞

(実績)

- ・ 平成30年12月に区域計画が認定され、一般社団法人仙北市農山村体験推進協議会として法人化を果たした後、計画どおりの運用を開始した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により旅行商品の取扱額等は令和元年度末から減少し、令和2年度は兼任旅行業務取扱管理者による旅行商品の取扱額 399 万円、観光入込客数 763 人であった。
- ・ 令和2年4月より着地型旅行商品の販売を開始。

項目	年度						
	26	27	28	29	30	令和元	令和2
兼任旅行業務取扱管理者数	—	—	—	—	4 人	4 人	4 人
兼任旅行業務取扱管理者による旅行商品の取扱額	—	—	—	—	137 万円	1,456 万円	399 万円
兼任旅行業務取扱管理者による観光入込客数	—	—	—	—	186 人	1,968 人	763 人

(評価)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が大きいですが、4月より着地型旅行商品の販売を開始。旅行商品の取扱額 399 万円、観光入込客数 763 人と地域観光の振興に貢献した。

地域限定旅行業における旅行業務 取扱管理者の要件緩和事業について

国土交通省 観光庁
参事官(旅行振興)
令和3年10月

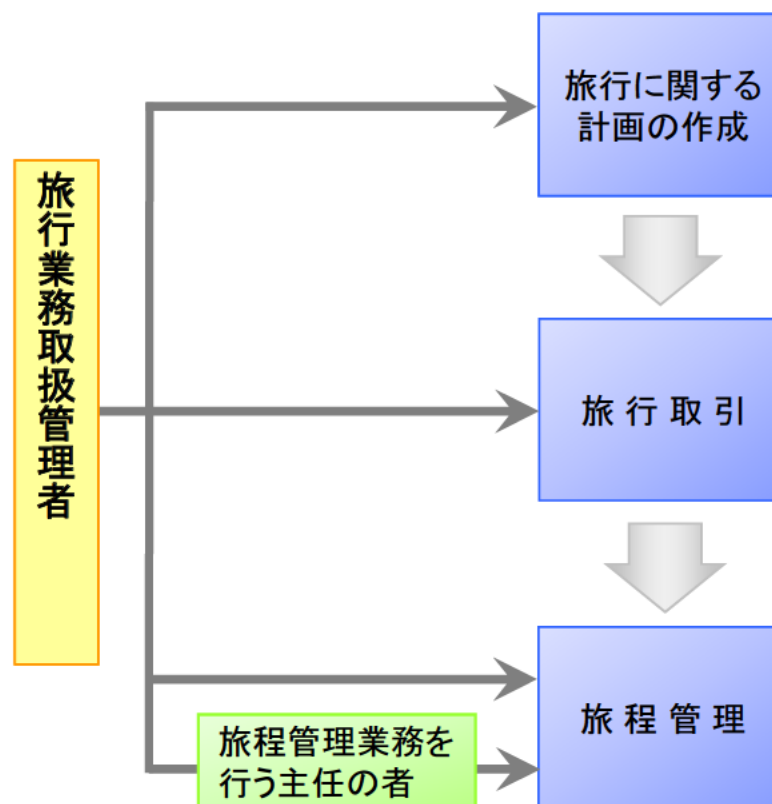
旅行業務取扱管理者の概要

- 旅行業法では、旅行業者等が、営業所ごとに、一人以上の旅行業務取扱管理者を選任し、取引の明確性や旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項の管理・監督に関する事務を行わせることを義務付け。
- 旅行業務取扱管理者は、国内外の業務を取り扱うことができる「総合」、国内の業務のみ扱うことができる「国内」、隣接市町村までの業務のみを扱うことができる「地域限定」の3種類。

旅行業務取扱管理者の職務(施行規則第10条)

旅行業務取扱管理者は、以下の事項についての事務を管理・監督

- ① 旅行に関する計画の作成に関する事項
- ② 旅行業務の取扱い料金の揭示に関する事項
- ③ 旅行業約款の揭示及び備置きに関する事項
- ④ 取引条件の説明に関する事項
- ⑤ 契約書面の交付に関する事項
- ⑥ 企画旅行の広告に関する事項
- ⑦ 運送等サービスの確実な提供等、企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項
- ⑧ 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- ⑨ 契約締結の年月日、契約の相手方その他の契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
- ⑩ 取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項



全国展開のための条件

- (1) 少なくとも営業所の営業時間内において、旅行業務取扱管理者と、旅行業務取扱管理者以外の当該営業所において旅行業又は旅行業者代理業に従事する者が常時連絡をとることができる体制を構築すること。
- (2) 営業所に旅行業務取扱管理者が不在の場合であっても、当該旅行業務取扱管理者が当該営業所において旅行業務に関する管理及び監督を適切に実施することができるよう、旅行業務の実施状況を確認するために必要な環境を整えけるとともに、必要があれば直ちに当該営業所に出勤できるようにすること。
- (3) 旅行者からの依頼があれば、速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うこと。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を常時講じていることを理由として、旅行業務取扱管理者の営業所への不在を常態化してはならず、営業所への不在により旅行業務取扱管理者の職務義務違反が認められた場合は、旅行業法第19条第1項の規定による不利益処分の対象となることに留意すること。

※兼業が困難であると考えられる職種があることに留意する必要がある。

(例:バス・タクシーの運転手や兼任する職務において職務専念の義務がある会社員など)

今後のスケジュール

本年中に全国展開を可能とする通達を発出する予定。

番号	1226
特定事業の名称	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第11条の2 旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）第8
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令に定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に存する地域限定旅行業者の営業所においては、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認める。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1 2 2 6 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業

1. 特例を設ける趣旨

地域密着型の着地型旅行商品へのニーズに対応するため、旅行業務取扱管理者が不足している状況を踏まえ、地域限定旅行者について、旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案し、当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めた場合、内閣総理大臣に特区計画を申請し、認定を受けることで、当該旅行業務取扱管理者に、他業種との兼任を認めるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

「旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がない」とは次の全てを満たす状態をいいます。

- ① 1日のうちあらかじめ決めた時間帯に営業所に出勤する等により、旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の2第1項及び旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第10条に規定する旅行業務取扱管理者の職務を行うことに支障がないこと。
- ② 営業所に不在の場合であっても、電話等による連絡体制を構築し、旅行者からの依頼があれば速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うことに支障がないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 規制の特例措置の適用を受けようとする者について、特区計画認定申請の時点で地域限定旅行業の登録が行われている場合は、特区計画の別紙「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の欄に、登録番号を記載すること。
- (2) 規制の特例措置の適用を受けようとする者について、特区計画認定申請の時点で地域限定旅行業の登録を受けていない場合は、特区計画の別紙「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の欄に、今後登録の申請を行う予定である旨を記載すること。この場合、「4 特定事業の内容」欄に記載する事業の実施期間は、地域限定旅行業の登録を受けた日以降とすること。

- (3) 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がない」と認めた根拠（当該旅行業務取扱管理者の勤務形態、営業所と兼任する他業種の職場との位置関係、当該旅行業務取扱管理者が営業所に不在の場合の連絡体制等）を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし。

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	山形県	大蔵村	心のふるさと おおくら観光・交流特区	山形県最上郡大蔵村の全域	肘折温泉は、近郷近在の農家の方が農閑期に骨休めをする湯治場として年間20万人の観光客が訪れ賑わいを続けてきたが、生活環境の変化とともに観光客が減少している。そこで、「心のふるさと・おおくら」の農村景観や歴史文化、温かなもてなしの心等の地域資源を活かしたその地ならではの体験を提供する着地型観光を提供しているが、規模が小さいことから大手の旅行者からは取りあってももらえない状況にある。特例措置を活用した「旅行業」を自ら行い、集客することで交流人口が拡大され地域の活性化を図る。	1226	・地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業	第31回 平成25年8月9日認定

国家戦略特別区域で活用している計画の一覧

番号	都道府県名	市町村名	実施主体	区域の範囲	内容	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	実施時期
1	秋田県	仙北市	仙北市農山村体験推進協議会	秋田県仙北市の全域	地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行業法に規定された旅行業務取扱管理者の職務を果たさなければならないとなったときに、速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための電話による連絡体制を構築することで、他業種との兼任を認める。	1226	・地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業	平成 30 年度より実施

特例措置番号409の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 前回（平成 30 年 4 月 24 日）評価意見 2
- ③ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 3
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル 4
- ⑤ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 7

地方公務員に係る臨時的任用事業（特例措置番号409） （平成15年7月措置）

<これまで>

地方公務員の臨時的任用期間は6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

地方公務員法第22条第2項～第5項

<取り巻く環境の変化>

義務的経費の増大を招かずに住民サービスの質の向上を図るため、一定の経験と知識等を要する職種への臨時的任用職員の任用期間の延長が求められている。

地方公共団体が地方公務員の任用について、1年を超えた臨時的任用(最大3年以内)を行うことにより、地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政が可能となる。

<主な要件>

- 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について人材の需給状況等にかんがみ、更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。
- 任命権者は臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために具体的な措置（講ずる措置に係る計画等）を策定すること。

認定計画数：17件（累計）
9件（令和3年7月末現在）

◎実際の取組事例

～医師臨床研修推進特区～ （平成21年3月認定）

実施主体：留萌市

留萌市では、医師確保による地域医療の充実を最重要課題として、市立病院における臨床研修の受入等に取り組んでいる。

しかし、医師不足が深刻化し、大学病院からの医師派遣に頼らざるを得ない状況が続いているため、地方公務員法の特例措置により、臨床研修医の任用期間を延長し、2箇年を通じた臨床研修を行う。

これにより、医師の養成を図るとともに、市立病院における医師確保を推進し、地域医療の水準向上を図る。

評価意見

①	別表1の番号	409
②	特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。
⑤	評価	その他(2021年度に評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	関係府省庁によれば、 ・本特例措置については、身分保障や勤務条件等の点で問題があり、全国展開した場合、これらの問題が拡大することが懸念されること ・このような問題の発生を防ぎ、多様化する住民の行政ニーズに対応可能な任期付採用制度について地方公共団体に情報提供しており、認定地方公共団体においても、順次、同制度への移行が進んでいること ・臨時的任用の対象を厳格化する等の地方公務員法の改正が行われ、2020年4月に施行されることを踏まえ、臨時・非常勤職員を任用する地方公共団体において任用根拠の見直しが行われていること 等から、本特措置を全国展開することは地方公共団体に混乱を生じさせることになるとのことであった。 地域活性化部会では、任期付採用制度や改正地方公務員法に対する地方公共団体の理解が十分に図られた上で、地方公共団体がどの制度を選択するのかを注視する必要があるとされ、関係府省庁は、これら諸制度の周知・普及に努め、その結果を踏まえて特例措置の在り方について改めて評価することが妥当であるとされた。なお、関係府省庁は、これら諸制度の周知・普及に当たって、地方公共団体の主体的な選択を妨げることをしないよう留意する必要があるとされた。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、任期付採用制度及び改正地方公務員法の周知・普及に努め、臨時・非常勤職員の任用の適正化を図る中で、認定地方公共団体における任用根拠の見直しや任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況、さらにはこれらの制度による特例措置の充足性などについて分析を行う。 その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付採用制度・会計年度任用職員制度等への移行状況やその運用状況、さらには新規認定の申請状況等を踏まえ、2021年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告する。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

番号	409
特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方公務員法第22条第2項から第5項まで
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の(1)から(3)に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について次の(1)から(3)に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項から第5項までの規定は、適用しないこととする。 (1) 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第22条第2項又は第5項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第2項後段又は第5項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。 (2) 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について1年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。 (3) 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について1年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。 2. 上記1の規定により認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置くものにおいては、任命権者(地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日(その職に同法第22条第2項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第2項の規定に基づき採用した日)から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。 3. 上記2の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。 4. 人事委員会は、上記2及び3の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。 5. 上記1の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日(その職に地方公務員法第22条第5項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第5項の規定に基づき採用した日)から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。 6. 上記1の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、上記2又は5の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

409 地方公務員に係る臨時的任用事業

1. 特例を設ける趣旨

構造改革特別区域において、地方公共団体が地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政を可能とするため、特例措置として、地方公務員の任用について、一定の場合に1年を超えた臨時的任用を認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が臨時的任用を行おうとする場合に、構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ後任が確保できない等の一定の要件の下に、採用した日から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 任用期間等

① 1回の任期：6ヶ月以内

② 任用期間：3年以内（更新回数制限なし）

（注）既に地方公務員法第22条の3第1項又は第4項により臨時的任用されている者を、当該特例の臨時的任用として引き続いて任用する場合については、従前の任用期間と通算して3年以内となります。

(2) 特例が認められる場合

① 特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時的任用の任期（最大1年）満了後に必要な資格を有する後任が確保できない場合

例えば、保育業務等の需要が一時的に増大した場合、保育士といった専門職を必要なだけ配置しようとする場合に、資格職ゆえに人材が必ずしも確保できない場合等が想定されます。

② 実務に従事させることを通じて、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合に、1年を超えた臨時的任用が必要なとき

特定分野における人材の育成を進めている場合で、一時的な従事であることから、正式任用には馴染まないような場合が該当します。例えば、臨床研修が義務づけられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合等が想定されます。

③ 特区における事務事業の見直しに応じた一時的な組織又は定数の改廃等に対処する場合に、1年を超えた臨時的任用が特に必要なとき

事務事業の見直しを計画的に推進するに当たり、業務量が一時的に変

化するような場合に、正規職員の増減による対応によることなく、効率的かつ機動的に対処するような場合が該当します。例えば、特定の地域において保育業務等の需要が急増するような場合、当該地域内における比較的余裕がある他の部門の組織や定数の改廃等と合わせて臨時的任用を弾力的に活用することにより、地域住民のニーズに効率的かつ機動的に対処するような場合等が想定されます。

（３）更新時の取扱い

更新しようとする場合、上記（２）の①～③（構造改革特別区域法第２４条第１項各号）に掲げるいずれかの要件に該当していなければ更新することができませんので、更新の都度、要件に合致しているかについて確認する必要があります。

（４）適正な実施を確保するための措置

当該特例の臨時的任用においては、任用期間が最大で３年まで延長されますので、任命権者が自発的に臨時的任用が適正に実施、運用されることを確保するための必要な措置を講ずることとしており、具体的には、以下のような措置が考えられます。

① 今般の特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

臨時的任用職員については、職員定数の規定が適用除外（地方自治法第１７２条第３項）されているところですが、任用期間が延長されることから、適正な運用の確保、住民への説明責任という見地から、対外的に分かるような形で今般の特例に係る職員数を管理、公表することが考えられます。

② 職員の分限に関する条例案の提案

地方公務員法第２２条の３第１項等に基づく臨時的任用職員については、同法第２８条等の分限の規定等は適用されませんが、今般の特例においては、任用期間が延長されることから、身分保障の見地から、臨時的任用された職員の分限について条例で定めることができるとする地方公務員法第２９条の２第２項に基づき、本特例により臨時的任用された職員について、この分限に関する条例を定めることが考えられます。

③ 資格要件の制定

資格要件について、人事委員会を置く地方公共団体においては人事委員会はこれを必要に応じて定めるものとしておりますが、同様に人事委員会を置かない地方公共団体においても、採用しようとする職の適格者を得るための資格要件を任命権者が定めることが考えられます。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

構造改革特別区域計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に特に記載する事項は次のとおりです。

(1) 構造改革特別区域法第24条第1項各号に掲げる要件に該当すると判断した根拠を示す、例えば以下のような内容

① 1号要件の場合

- ・任用しようとする職が資格要件を必要とする職であること
- ・当該地域の人材の需給状況等により後任の確保が困難であること等

② 2号要件の場合

- ・当該特定分野の人材の育成と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

③ 3号要件の場合

- ・事務事業の見直し、職制又は定数の改廃等の状況と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

(2) 構造改革特別区域法第24条第6項に基づく必要な措置の内容

臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために任命権者が講ずる措置の具体的内容（講ずる措置に係る計画でも可）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

(1) 上記4.(2)に記載する必要な措置が既に講じられている場合は、例えば条例、規則の写し等、その内容が確認できる資料

(2) 人事委員会が既に当該任用に係る資格要件を定めている場合は、規則の写し等、その内容が確認できる資料

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	北海道	留萌市	医師臨床研修推進特区	留萌市の全域	留萌市では、医師確保による地域医療の充実を最重要課題として、市立病院における臨床研修の受入等に取り組んでいる。 しかし、近年、医師不足が深刻化し、大学病院からの医師派遣に頼らざるを得ない状況が続いているため、地方公務員法の特例措置により、臨床研修医の任用期間を延長し、2箇年を通じた臨床研修を行う。 これにより、全人的な医療提供ができる医師の養成を図るとともに、市立病院における医師確保を推進し、地域医療の水準向上を図る。	409	・地方公務員に係る 臨時的任用期間の延長	第19回 平成21年3月27日認定
2	宮城県	柴田町	柴田町少子化対策臨時保健師及び保育士職員の任用期間の延長特区	宮城県柴田郡柴田町の全域	柴田町では、少子・高齢化や保育ニーズの増加により、保健師や保育士の早急な確保が求められている。一方、行財政改革も推進する必要性から、将来的に指定管理者制度の活用を図っていく予定としているが、その間においても保育サービスを始めとする少子化対策を推進するため、臨時保健師及び保育士職員の任用期間を延長することで、能力のある人材を安定的に確保する。これにより、子育て支援を行い、男女共同参画社会の実現を推進する。	409	・地方公務員に係る 臨時的任用期間の延長	第15回 平成19年11月22日認定
3	宮城県	大和町	大和町臨時保育士の任用期間延長による保育事業充実特区	宮城県黒川郡大和町の全域	近年の急激な人口の増加に伴う保育所待機児童の解消と多様化する家庭環境に応じた保育サービスの提供を図るため、地方公務員の臨時的任用に関する特例措置により、不足する保育士資格を有する人材を確保し、保育ニーズピーク後の適切な定員管理を念頭に入れ、少数精鋭を基本とした職員配置と効率的な行政運営の取組みを継続しながら、保育サービスの拡充と安心して子どもを預けられる環境整備を推進し、もって、子育てに関する負担軽減と不安の解消を図り、保護者の子育てと仕事の両立の実現を目指すもの。	409	・地方公務員に係る 臨時的任用事業	第30回 平成25年3月29日認定
4	宮城県	富谷町	富谷町待機児童対策臨時的任用職員(保育士)の任用期間の延長特区	宮城県黒川郡富谷町の全域	富谷町では毎年25名～30名程度の臨時的任用職員(保育士)を採用しているが資格職であるため必ずしも必要数を確保出来ないのが実情である。特区の認定を受けることによって公立保育所で任用している臨時的任用保育士の確保を容易にし、多様化する保育ニーズへの対応とともに、保護者の方の子育てに対する不安の軽減、さらに、待機児童の減少を図り、「安心して子育てのできる環境の充実したまち」を目指す。	409	・地方公務員に係る 臨時的任用事業	第25回 平成23年3月25日認定
5	秋田県	美郷町	美郷町資格要件付臨時的任用職員の任用期間の延長特区	秋田県仙北郡美郷町の全域	本町では、低迷する経済情勢を背景として非正規社員の増加による保育需要の不規則さや施設統合に伴う業務増のため、やむをえず臨時的任用職員を雇用しているが、雇用期間が最長で1年と短いことから必要数の確保に苦慮している。特に、認定こども園保育士や図書館司書などの資格職については、近隣市への人材流出を招いている状況であるため、任期の特例を活用し、充実した認定こども園及び図書館運営を目指すとともに適正な人員配置により行政組織のスリム化を図る。	409	・地方公務員に係る 臨時的任用期間の延長	第27回 平成23年11月29日認定

6	埼玉県	川口市	川口市障害者コミュニケーション充実特区	川口市の全域	障害者福祉の一層の充実を目指す中で、聴覚障害者のコミュニケーションを円滑に行うため、障害福祉課に臨時任用職員として手話通訳者を常時配置し、庁内案内や各種行政情報の提供を行っているが、任用期間が最長でも1年間に限定されていることなどから、応募者が少なく、人材確保が極めて困難な状況にある。このため、任用期間を最長3年間まで延長し、聴覚障害者とのコミュニケーションを確保する。	409	・地方公務員に係る 臨時的任用期間の延長	第3回 平成15年11月28日認定
7	千葉県	長生村	「安心して子どもを産み育てられる」子育て環境の充実特区	千葉県長生郡長生村の全域	長生村では、安心して子育てができる環境づくりのため、様々な子育て支援を実施している。 近年、核家族化の進展等により、保育を必要とする家庭が増加しており、とりわけ、0、1歳児が増加傾向にあり、行財政改革の推進などもあり臨時保育士に頼らざるを得ない状況にある。 しかし、現在の法制度の中では、最長1年という任用期間が影響し、資格職である保育士等の確保に支障をきたしている。 本特例を用いて保育士及び看護師の確保と質の高い保育サービスの提供を図り、もって、人口の定住化を推進する。	409	・地方公務員に係る 臨時的任用期間の延長	第29回 平成24年11月30日認定
8	神奈川県	小田原市	医師臨床研修推進特区	小田原市の全域	平成16年4月から医師卒後臨床研修が必修化されることに伴い、地方公務員の臨時的任用期間に関する規制の特例を導入し、卒後の2年間を臨時的任用職員として雇用し、研修プログラムに基づく2年間を通した臨床研修を行うことにより、臨床研修必修化の目的である全人的な医療を提供できる優秀な医師を養成する。 また、研修を修了した有能な医師が地域医療に従事することにより、地域医療の水準向上を図る。	409	・地方公務員に係る 臨時的任用期間の延長	第3回 平成15年11月28日認定
9	沖縄県	浦添市	浦添市子育て応援保育士確保特区	浦添市の全域	本市では、待機児童解消に向け宿舍借上げ支援等による保育士の確保や、保育所の創設等施設整備などの対策を進めてきたが、保育士の不足により定員を下回る児童数しか入所できず、待機児童が解消されていない状況である。 そこで、地方公務員に係る臨時的任用において、最大1年間の任用期間に特例を設け、最大3年まで任用期間を更新することができるようにすることで、安定的な保育士の確保を図り、待機児童対策に繋げる。このことは、多様化する子育て支援のニーズに対応し、子育てと仕事の両立支援や女性の社会参加推進などに資するものである。	409	・地方公務員に係る 臨時的任用事業	第44回 平成30年3月30日認定